平成２２年（フ）第９５３号
川崎市宮前区東有馬１丁目13番６号　コーポ清樹１―106
債務者　藤田奈奈美
1　決定年月日時　平成23年１月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月15日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第９５９号
川崎市川崎区中島３丁目８番12―202号　ヨシハマハイツ
債務者　渡邊　藤子（旧姓細谷）
1　決定年月日時　平成23年１月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月15日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第９６１号
川崎市高津区千年677番地　ベルテ千年104
債務者　照井　幸子（旧姓阿部）
1　決定年月日時　平成23年１月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月15日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第９８３号
川崎市幸区南加瀬５丁目29番12号　コーポ宇野301
債務者　川島　和代
1　決定年月日時　平成23年１月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月15日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第２１１号
東京都北区岩淵町26―４―602
債務者　野口田津子
1　決定年月日時　平成23年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月15日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２１５号
千葉県松戸市六高台２丁目79―501
債務者　岩田美智子（旧姓高木・小林）
1　決定年月日時　平成23年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月15日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２１６号
東京都中野区中央５丁目４―13―201
債務者　根本　　勉
1　決定年月日時　平成23年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月15日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２３４号
千葉県佐倉市上志津1600―10―201
債務者　秋葉　百代
1　決定年月日時　平成23年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月15日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２３５号
東京都墨田区向島３丁目６―15―701
債務者　原　　勇一
1　決定年月日時　平成23年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月15日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２４１号
東京都港区南麻布４丁目２―18―202
債務者　平大路嘉苗
1　決定年月日時　平成23年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月15日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２５５号
東京都大田区山王２丁目17―４　第３木の実荘
債務者　池田　良夫
1　決定年月日時　平成23年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月15日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２５６号
千葉県印西市高花１丁目６―２―102
債務者　須藤　百喜
1　決定年月日時　平成23年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月15日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２５７号
千葉県印西市高花１丁目６―２―102
債務者　須藤ゆう子
1　決定年月日時　平成23年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月15日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２６２号
東京都板橋区大山西町26―１―102
債務者　今村　晶彦
1　決定年月日時　平成23年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月15日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２６３号
東京都品川区西品川３丁目１―４―201
債務者　菊崎　良子
1　決定年月日時　平成23年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月15日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部